

広島県公営企業管理規程第九号

広島県企業局公用文に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県企業局公用文に関する規程の一部を改正する規程

広島県企業局公用文に関する規程（平成十年公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県上下水道部公用文に関する規程</p> <p>上下水道部の公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式その他公用文の作成に関しては、別に定めるもののほか、公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の例によるものとする。</p>	<p>広島県企業局公用文に関する規程</p> <p>企業局の公用文の種類、書き方、文体、用字、用語、書式その他公用文の作成に関しては、別に定めるもののほか、公用文に関する規程（昭和五十七年広島県訓令第一号）の例によるものとする。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。